

## 鳴門市文化芸術に関する全国大会等出場激励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市の文化芸術の向上及び青少年の健全育成を図るため、学校活動を通じて文化芸術に関する全国大会及び国際大会（以下「全国大会等」という。）に出場する小学生、中学生、高校生等（以下「生徒等」という。）に対し、予算の範囲内で激励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象となる全国大会等)

第2条 激励金の交付対象となる全国大会等は、次のとおりとする。

- (1) 国（文部科学省、文化庁）、地方公共団体が主催又は共催若しくは後援する大会のうち、県内予選又は選考会等を経て出場する全国大会。ただし、全国高等学校総合文化祭を除く。
- (2) 国を代表して参加する国際大会
- (3) その他市長が適当と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、全国大会等が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を交付しない。

- (1) 美術展、写真展、書道展その他作品展への出展、文芸作品等の応募又は交付対象者が全国大会等の開催地に行くことなく出場できる大会
- (2) 表彰式その他の式典等のみ出席する大会
- (3) 特定の団体、流派、会派等が主催する大会及び特定の会員等に限られる大会並びに営利を目的とする団体等のみにより開催される大会

### (交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、学校活動を通じて前条第1項に規定する全国大会等に出場する生徒等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住又は住所を有する者
- (2) 市内に所在する学校に在学する者
- (3) その他特に市長が認める者

### (激励金の額)

第4条 激励金の額は、交付対象者数に1万円を乗じて得た額（上限20万円）とする。ただし、同一大会に複数種目で出場する場合、激励金は重複して交付しない。

### (交付の申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者（その者が未成年である場合は、その保護者。以下「申請者」という。）は、鳴門市文化芸術に関する全国大会等出場激励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて大会14日前までに市長に提出しなければならない。この場合において、市内の学校において全国大会等に団体で出場する場合は、当該団体の代表者が申請するものとする。

- (1) 大会要項
- (2) 出場者名簿（交付対象者が分かるもの）

- (3) 予選大会要項及びその結果又は選抜の経緯が分かるもの
- (4) 在学する学校長の推薦書
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により激励金の交付の申請があったときは、その内容及び関係書類等を審査し、激励金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、予算の範囲内において激励金を交付することを決定するものとする。

- 2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、激励金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して激励金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により激励金の交付を決定したときは、速やかに、鳴門市文化芸術活動全国大会等出場激励金交付決定通知書(様式第2号)により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、激励金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に激励金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 激励金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 大会参加の方法が不相当であると認められたとき。
- (4) 大会が中止になったとき。
- (5) 大会に参加しなかったとき。
- (6) 正当な理由なく前条に規定する実績報告を怠ったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

鳴門市長 様

申請者 住 所  
団体名  
氏 名

鳴門市文化芸術に関する全国大会等出場激励金交付申請書

このことについて、標記激励金を交付されたく鳴門市文化芸術に関する全国大会等出場激励金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 添付書類

- (1) 大会要項
- (2) 出場者名簿(交付対象者が分かるもの)
- (3) 予選大会要項及びその結果又は選抜の経緯が分かるもの
- (4) 在学する学校長の推薦書
- (5) その他参考となる資料

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

様

鳴門市長

鳴門文化芸術に関する全国大会等出場激励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鳴門市文化芸術に関する全国大会等出場激励金について、鳴門市文化芸術に関する全国大会等出場激励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付の額は、次のとおりとする。

交付決定額	備考
円	

2 大会終了後は鳴門市鳴門市文化芸術に関する全国大会等出場激励金交付要綱第8条の規定により、結果を報告するものとする。

3 その他

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

鳴門市長 様

申請者 住 所  
団体名  
氏 名

### 実績報告書

このことについて、鳴門市文化芸術に関する全国大会等出場激励金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

1 大会名

2 大会結果

3 添付書類

その他参考となる書類